

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市基礎雌家畜の貸付け及び譲与に関する条例(平成18年条例第168号。以下「条例」という。)に基づき、市が所有する貸付家畜の貸付け及び譲与に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 貸付家畜の貸付けを受けようとするものは、基礎雌家畜貸付申請書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)及び農業協同組合長の推薦書(様式第3号)を添えて別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 条例第3条ただし書の規定による貸付期間の更新申請は、貸付期間満了の2箇月前までに基礎雌家畜貸付期間更新申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(貸付等の結果の通知)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、貸付けすべき貸付家畜のない場合はその旨、南相馬市基礎雌家畜貸付審査会(以下「審査会」という。)に付したときはその結果を農業協同組合を通じ申請者に通知する。

2 市長は、前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、審査会に諮ることなくその貸付期間の更新を決定し、申請者に通知することができる。

(契約)

第4条 市長は、審査の結果貸付けを決定した貸付家畜の貸付けについて当該借受人と基礎雌家畜貸借契約書(様式第5号)により契約を締結するものとする。貸付期間の更新決定のときも、同様とする。

2 借受人は、貸付家畜の引渡しを完了したときは、基礎雌家畜受領書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(連帯保証)

第5条 前条の契約には、連帯保証人として市内居住農業者で、貸付家畜に係る義務の全部を履行できるもの2人を付さなければならない。

2 市長は、前項の連帯保証人を不適当と認めるときは、変更を命ずることができる。

(借受人及び連帯保証人の死亡)

第6条 借受人が死亡したときは、同居の親族でその経営を承継するものが、連帯保証人とともに10日以内に市長に届け出て、その承認を得なければならない。

2 連帯保証人が死亡したときは、借受人において新たに連帯保証人を付し、連帯保証人とともに10日以内に市長に届け出て、その承認を得なければならない。

(借受人の義務)

第7条 借受人は、次に掲げる事項について履行する義務を負うものとする。

(1) 貸付家畜については、最善の注意をもって飼育管理を行うとともに、飼料作物を栽培し、その作物により自給しなければならない。

(2) 市長が貸付家畜の飼育管理について必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。

(3) 市が定期又は臨時に行う検査を受けなければならない。

(4) 貸付家畜に種付(人工受精を含む。)をしようとするときは、交配する種雄畜の選定につき、市長の指示に従わなければならない。

(5) 貸付家畜が分べん(流産又は死産を含む。)したときは、基礎雌家畜分べん報告書(様式第7号)を20日以内に市長に提出しなければならない。

(6) 貸付家畜につき、各産次ごとに能力及び諸検定を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(7) 貸付家畜につき盗難、失そう、疾病及び死亡等の事故があったときは、基礎雌家畜の事故報告書(様式第8号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(8) 貸付家畜及びその子畜につき、市長が指示するものは、全国和牛登録協会又は日本ホルスタイン協会の行う登記及び登録検査を受けなければならない。

(9) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による家畜共済保険の評価額の最高額に加入し、その共済金の受領を家畜共済金受領委任状(様式第9号)により市長に委任しなければならない。

(貸付家畜の果実の処分)

第8条 貸付家畜が生産した子畜は、次に掲げる区分により処分する。

(1) 雌子畜のうち市が審査の上指定するものは、市の所有とする。

(2) 雌子畜のうち前号以外のものは、借受人の所有とする。

(3) 雄子畜は、借受人の所有とする。

(4) 貸付家畜が生産したその他の生産物は、借受人の所有とする。

(生産雌畜の納入)

第9条 借受人は、前条第1号の規定により、市長の指定した雌畜を育成管理し、これを市に納入しなければならない。

2 前項の規定による納入は、市長の指定する期日及び場所において行わなければならない。

(貸付家畜の譲与)

第10条 借受人が前条の規定により、雌畜を市に納入したときは、貸付家畜を借受人に無償譲与する。

2 前項により譲与を受けようとするときは、基礎雌家畜譲与申請書(様式第10号)を、譲受けしたときは基礎雌家畜受領書を市長に提出しなければならない。

3 貸付期間が満了し、納入すべき雌子畜がない場合は、貸付価格を市に納入しなければならない。

(移動報告)

第11条 借受人は、第8条第2号に該当する子畜又は前条により譲与された貸付家畜を売却又は他に貸付けをしようとするときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(賠償責任)

第12条 貸付けを受けた貸付家畜が盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故が借受人の責めに帰すべき理由により生じたものであるときは、借受人は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その賠償義務の一部を免除することができる。

(監督及び返納命令)

第13条 市長は、借受人に対し貸付家畜の飼育管理に関し必要な事項を指示することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付期間内であっても、借受人に対し当該貸付家畜の返還を命ずることができる。

(1) 借受人が第7条の規定を履行しないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に返納を命ずることが必要と認めるとき。

(貸付家畜の処分)

第14条 貸付家畜が遺伝的又は先天的にその能力が著しく悪いときには、市は、その家畜の処分及び責任について決定する。

2 貸付家畜が死亡し、又は貸付家畜をと殺したときは、その残存物は、市の所有とする。

(借受人の費用の負担)

第15条 次に掲げる費用は、借受人の負担とする。

(1) 貸付家畜の飼育管理及び繁殖に要するすべての経費

(2) 貸付家畜及びその子畜(返還畜を含む。)の登記及び登録に要するすべての経費

(3) 貸付家畜の搬送、引渡し及び生産雌子畜の搬送並びに納入に要するすべての経費

(4) 貸付家畜の家畜共済加入に要する経費

(契約解除)

第16条 借受人が、第10条、第13条及び第14条の規定により生産雌子畜の納入を完了したとき、又は貸付家畜が亡失し、死亡し、若しくは貸付家畜の対価を著しく低下させ、第12条で定める損害の賠償を完了したときは、貸借契約を解除する。

(共済金の受領)

第17条 貸付家畜の貸付期間中における家畜共済金の受領については、死亡又は廃用による共済金は、市長が受け取るものとする。ただし、貸付時において一部負担させた家畜については、その負担割合に応じて還付することができる。

2 疾病又は傷害によるものは、借受人の受領とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町基礎雌家畜の貸付及び譲与に関する規則(昭和56年小高町規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

基礎雌家畜貸付申請書

南相馬市基礎雌家畜の貸付け及び譲与に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、
下記のとおり貸付けを願いたいので申請いたします。

年 月 日

南相馬市長

申請人 住所
氏 名 印

記

- 1 家畜の種類及び頭数
- 2 貸付希望期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 家族の構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	摘 要

(注) 主たる飼育者(予定)には、氏名欄に○印を付すること。

4 農地及び家畜の飼育状況

水 田	a	乳牛(育成)	頭
普通畑	a	役用(肥育)和牛	頭
牧草地	a	肥育(繁殖)豚	頭
採草地	a	緬山羊	頭
山 林	a	鶏	羽

5 将来の農業経営(家畜飼養)計画

様式第2号(第2条関係)

誓 約 書

年 月 日付けで申請した基礎雌家畜を借受したときは、南相馬市基礎雌家畜の貸付け及び譲与に関する条例施行規則(規程を含む。)の規定を守り、借受人の義務を完全に履行いたします。

年 月 日

南相馬市長

申請人 住 所
氏 名 ㊟

様式第3号(第2条関係)

推 薦 書

貸付家畜の貸付けについて、当組合で調査の結果 は、貸付適任と認め推薦します。

年 月 日

農業協同組合

組合長



様式第4号(第2条関係)

基礎雌家畜貸付期間更新申請書

借受け中の基礎雌家畜について、下記のとおり貸付期間を更新したいので申請いたします。

年 月 日

南相馬市長

借受人 住 所
氏 名 印

記

- 1 種 類
- 2 名 号
- 3 生 年 月 日
- 4 耳 標 番 号
- 5 登記(録)番号
- 6 現在の貸付期間
- 7 更新を希望する期間
- 8 更新を必要とする理由

様式第5号(第4条関係)

基礎雌家畜貸借契約書

南相馬市長 (以下「甲」という。)は、南相馬市 字
番地 (以下「乙」という。)と、南相馬市基礎雌家畜の貸付け及び譲与に
関する条例施行規則(平成18年南相馬市規則第124号。以下「規則」という。)第4条の規定
に基づき、市有基礎雌家畜の貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 貸付家畜の種類及び価格は、次のとおりとする。

(1) 貸付家畜の種類及び頭数

ア 目標番号

イ 登記(録)番号

(2) 貸付家畜の価格 円

第2条 貸付家畜は、南相馬市 字 番地 宅の畜舎に
繁養する。

第3条 貸付家畜の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日ま
での 箇年間とする。

第4条 乙は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による家畜共済に毎年継続加入する
ものとする。

第5条 乙は、登記(録)、飼養、衛生、管理、施設等に要する一切の経費を負担するもの
とする。

第6条 乙は、連帯保証人に変更を生じたときは、直ちに甲に届け出て、その承認を得る
ものとする。

第7条 乙は、規程(南相馬市基礎雌家畜の貸付け及び譲与に関する条例施行規則(平成18
年南相馬市規則第124号)を含む。に定められた義務を忠実に履行するものとする。貸付
後乙においてその義務を履行できなくなったときは、連帯保証人がこれを履行するもの
とする。

第8条 この契約に定めのあるもののほか、甲が乙に対し必要な指示を行うときは、乙
は、それに従わなければならない。

年 月 日

甲 住 所 南相馬市
氏 名 南相馬市長

印

乙 住 所
氏 名

印

連帯保証人 住 所
氏 名

印

連帯保証人 住 所
氏 名

印

様式第 6 号（第 4 条、第10条関係）

基 礎 雌 家 畜 受 領 書

年 月 日付けで貸付け(譲与)の承認あった次の雌畜を正に受領いたしました。

年 月 日

南相馬市長

借受人(譲与人)

住 所
氏 名

印

種 類	名 号	生 年 月 日	耳 標 番 号 登 記 (録) 番 号	貸 付 期 間	摘 要
				自 至	

様式第7号（第7条関係）

基礎雌家畜分べん報告書

借受け中の基礎雌家畜が下記のとおり分べん(流産又は死産)したので報告いたします。

年 月 日

南相馬市長

借受人 住 所
氏 名 印

記

種類	名号	生年月日	耳 標 番 号 登 記 (録) 番 号	種付した雄畜		産次	分べん等 の 月 日	産子畜 の性別
				品 種	名 号			

備考 流産又は死産のときは、獣医師の診断書又は検査書を添付のこと。

様式第8号（第7条関係）

基礎雌家畜の事故報告書

借受け中の基礎雌家畜について下記のとおり事故がありましたので報告いたします。

年 月 日

南相馬市長

借受人 住 所
氏 名 印

記

種 類	名 号	生 年 月 日	耳 標 番 号 登 記（ 録 ） 番 号	摘 要

- 1 事故の種類 病名 発生時 年 月 日
- 2 事故の概要
- 3 共 済 金
- 4 平素の管理状態において疾病、傷害又は死亡の場合は、獣医師の診断書又は検査書を添付のこと。
- 5 盗難又は失そうの場合は、これを証するに足る書類を添付すること。

様式第9号(第7条関係)

家畜共済金受領委任状

南相馬市長

を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

相馬地方農業共済組合長 と 年 月 日付けで契約した
家畜共済 年度第 号に基づく、家畜共済金 円の請求及び受領に関する一切の権限

年 月 日

住所

氏 名



相馬地方農業共済組合長

様

様式第10号（第10条関係）

基礎雌家畜譲与申請書

借受け中の次の基礎雌家畜を譲与されたいので申請いたします。

年 月 日

南相馬市長

借受人

住所
氏名

印

種類	名 号	生年月日	耳 標 番 号 登記(録)番号	借 受 期 間	摘 要
				自 至	